

◇中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三八〇号)(農林水産省)

一 中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係  
事業協同組合等に関する農林水産大臣の権限で地方農政局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とした。(第三二条第一項第四号関係)  
二 中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正関係  
商工組合等に関する農林水産大臣の権限で地方農政局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とした。(第一条第五項及び第六項関係)

三 施行期日  
この政令は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇道路運送法の一部を改正する法律の施行期日と定める政令(政令第三八一号)(国土交通省)  
道路運送法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一〇〇号)の施行期日は、平成二十八年二月二〇日とすることとした。

◇道路運送法施行令の一部を改正する政令(政令第三八二号)(国土交通省)  
一 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)の事業の休止の届出に係る国土交通大臣から地方運輸局長に委任された権限の運輸監理部長又は運輸支局長への委任を廃止することとした。(本則関係)

二 この政令は、平成二十八年二月二〇日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三八三号)(国土交通省)  
一 船舶からの油の排出基準について、北極海域に係る特例を定めることとした。(第一条の八、第一条の九及び別表第一の五関係)  
二 船舶からの有害液体物質の排出基準について、北極海域に係る特例を定めることとした。(第一条の一一及び別表第一の七関係)

3 船舶からのふん尿等の排出基準について、南極海域及び北極海域に係る特例を定めることとした。(第三条及び別表第二関係)

4 船舶等からの廃棄物の排出基準について、南極海域及び北極海域に係る特例を定めることとした。(第四条、第四条の二、第九条の三、別表第二の二、別表第三及び別表第四関係)  
5 この政令は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

法 律

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百六号

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(道路運送法の一部改正)

第一条 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第二十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。  
第二十九條の二、第九十七條第二号及び第九十八條第十一号中「第二十七條第三項」を「第二十七條第四項」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)  
第二条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第十七條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。  
第二十二條の二及び第二十三條中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。  
第三十五條第六項、第三十六條第二項及び第三十七條第三項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項」に改める。  
第六十四條第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 政府は、一般貸切旅客自動車運送事業者(道路運送法第九條の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下この項において同じ。)の事業用自動車(同法第二條第八項に規定する事業用自動車という。以下この項において単に「事業用自動車」という。)による運送の申込みが事業用自動車を利用する旅客以外の者により行われる場合において不適切な運送契約が締結されること等により、事業用自動車の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがあることに鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生状況その他の事情を勘案し、事業用自動車の運行の安全の確保を奨励的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

2 政府は、一般貸切旅客自動車運送事業者(道路運送法第九條の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下この項において同じ。)の事業用自動車(同法第二條第八項に規定する事業用自動車という。以下この項において単に「事業用自動車」という。)による運送の申込みが事業用自動車を利用する旅客以外の者により行われる場合において不適切な運送契約が締結されること等により、事業用自動車の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがあることに鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生状況その他の事情を勘案し、事業用自動車の運行の安全の確保を奨励的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (タクシール業務適正化特別措置法の一部改正)  
タクシール業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第七條第一項第二号中「第二十七條第二項」を「第二十七條第三項」に改める。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

がん対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七号

がん対策基本法の一部を改正する法律

がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第九條」に、「第九條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に、「第十五條」を「第十六條」に、「第十六條」を「第十七條」に、「第十七條」を「第十八條」に、「第十八條」を「第十九條」に、「第十九條」を「第二十條」に、「第二十條」を「第二十一條」に、「第二十一條」を「第二十二條」に、「第二十二條」を「第二十三條」に、「第二十三條」を「第二十四條」に、「第二十四條」を「第二十五條」に改める。

第二十条を「第二十四条・第二十五条」に改める。  
第二十一条を「第二十一条」に改める。  
第二十二条を「第二十一条」に改める。  
第二十三条を「第二十一条」に改める。  
第二十四条を「第二十一条」に改める。  
第二十五条を「第二十一条」に改める。

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。  
六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。  
八 がん患者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう)の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

第五條中「介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第七項に規定する医療保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七條第二項に規定する保険者及び同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合」に改め、「がん検診」の下に「その結果に基づき必要な対応を含む」を加える。

第六條中「影響」の下に、「がんの原因となるおそれのある感染症」を加え、「払うよう努めるとともに」を「払い」に改め、「受けるよう」の下に「努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう」を加える。

第二十条を第二十五条とする。  
第十九條中「第九條第四項」を「第十條第四項」に改め、同條を第二十四條とする。  
第三章第三節の次に次の二節を加える。  
第四節 がん患者の就労等  
(がん患者の雇用の継続等)  
第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に對するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(がん患者における学習と治療との両立)  
第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(民間団体の活動に対する支援)  
第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。  
第五節 がんに関する教育の推進  
第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。  
第十八條第一項中「事項」の下に「並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項」を加え、同條第二項中「標準的な」を「有効な」に、「臨床研究」を「臨床研究等」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。  
第三章第三節第十八條を第十九條とする。  
第三條第一項中「及びその家族」を「(その家族を含む)第二十条及び第二十一条において同じ。」に改め、同條第二項中「がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずる」を「がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一十号)第二條第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ)」、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進する」に改め、第三章第二節同條を第十八條とする。  
第十六條中「疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われる」を「緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保される」に改め、「対するがん患者の療養生活」の下に「これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。」を加え、同條を第十七條とし、第十五條を第十六條とする。  
第十四條中「化学療法」の下に「緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七條において同じ)のうち医療として提供されるもの」を加え、同條を第十五條とする。  
第十三條に次の二項を加える。  
2 国及び地方公共団体は、がん検診によつてがんが罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。